

業務（建設工事業者対象）

入札公告

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第167条の6の規定により公告する。
また、各項に掲げるもののほか、東広島市建設工事等条件付一般競争入札公告共通事項（維持管理業務）（以下「共通公告」という。）による。

令和8年9月14日

東広島市長 高 垣 廣 徳

- 1

業務名

令和8年度 道路維持修繕事業ほか 黒瀬町道路河川等維持業務
- 2

業務管理番号

7-108-0218
- 3

業務場所

東広島市黒瀬町一円
- 4

業務概要

道路維持修繕工 1式、河川維持修繕工 1式、交通安全施設工 1式、維持管理作業に伴う発生土処分 1式、道路除雪作業 1式、動物死骸処理 1式、仮設工 1式
【対象地区】黒瀬町一円
- 5

履行期間

契約日の翌日から令和9年3月31日まで
- 6

予定価格

11,607,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
- 7

最低制限価格

有り
- 8

建設工事の種類

土木一式工事
- 9

競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。(2)から(5)までの要件は、それぞれに特記してある場合を除き、上記8の建設工事の種類について満たしているものとする。

(1) 令和7・8年度東広島市建設工事競争入札参加資格者として認定されている業種	土木一式工事			
(2) 広島県水道広域連合企業団指定給水装置工事事業者の指定	不要			
(3) 建設業法第15条の許可（特定建設業許可）の要否	下請契約の予定額が5,000万円以上（建築一式工事の場合は8,000万円以上）となる場合は特定建設業許可を必要とする。			
(4) 建設業の許可を受けている営業所所在地等 ※営業所とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項で許可を受けた営業所とする（以下同じ）。 ※主たる営業所とは、建設業許可申請書別紙二の「主たる営業所」欄に記載されている営業所とする（以下同じ）。 ※本店とは、登記されている本店とする（以下同じ）。	東広島市内に本店及び主たる営業所を開札日から遡って継続して1年以上有し、かつ、 <u>東広島市黒瀬町（平成17年2月7日前の賀茂郡黒瀬町の区域）</u> に主たる営業所を有する者			
(5) 認定等級又は年平均完成工事高 ※認定等級（格付け）とは、東広島市建設工事等請負業者選定に関する規程第4条第1項に規定する資格の格付のことで令和7・8年度東広島市建設工事競争入札参加資格認定通知書に工事種類別に記載されているものをいう。 ※年平均完成工事高とは、令和7・8年度東広島市建設工事競争入札参加資格申請時に提出した総合評定値通知書に記載された工事種類別のものをいう。	ア	東広島市内に本店及び主たる営業所を開札日から遡って継続して1年以上有し、かつ、 <u>東広島市黒瀬町（平成17年2月7日前の賀茂郡黒瀬町の区域）</u> に主たる営業所を有する者	認定等級（格付け）	A、B又はC
			年平均完成工事高	問わないものとする

- 10 その他入札条件（詳細については共通公告に記載）
- (1) 使用契約約款：「保守・除草・清掃等業務委託契約約款」及び「保守・除草・清掃等業務委託契約約款特約事項」（東広島市ホームページ掲載のもの）

(2) 落札者は契約後、次のアからウに留意して業務責任者を配置しなければならない。

ア 業務責任者には、資格を求めない。

イ 業務責任者の専任性・常駐等については、「技術者等の適正配置について」の2(3)現場代理人の専任性・常駐等についてに準ずるものとする。

ウ 業務責任者は、保守・除草・清掃等業務委託契約約款第6条第2項に規定する権限を行使できるものでなければならない。

(3) 落札者は契約後、次のアからエに留意して主任技術者を配置しなければならない。

ア 本業務の履行にあたり、建設業法第26条に規定する主任技術者を配置すること。

イ 主任技術者は、直接的な雇用関係（所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係が存在すること）を有していること。

ウ 主任技術者は、業務責任者と兼ねることができる。

エ 業務委託料が4,500万円以上となる場合は、主任技術者を専任配置すること。

※ 主任技術者には、恒常的な雇用関係（開札日前までに連続して3か月以上の雇用関係にあること）は求めない。

(4) 市町村税の滞納のない者対象案件：共通公告1(8)参照

(5) 完全電子案件：共通公告1(9)参照

(6) 電子くじ実施対象案件：共通公告3C(2)参照

(7) 本契約においては前払金を請求することができないものとする（「保守・除草・清掃等業務委託契約約款」参照）。

(8) 部分払：各年度における請求できる回数は次のとおりとする。

令和8年度 2回以内

1 1 入札参加及び提出資料

本案件入札に参加しようとする者は、電子入札等システムを利用して入札を行うこと。なお、システム障害等により、書面参加を希望する者は、電子入札実施要領第4条第2項により書面参加申請手続きを行うこと。

1 2 日程等に関する事項

手 続 き 等	期 間 ・ 期 日 等	場 所 ・ 留 意 事 項
公 告 日	令和8年9月14日	東広島市ホームページ 及び 契約課掲示板に掲示する。
設 計 図 書 の 閲 覧	令和8年9月14日～ 令和8年9月18日	東広島市ホームページに掲載する。 ※設計図書を閲覧していない者のした入札は、無効とする。
質 問 書 提 出 期 間	令和8年9月14日～ 令和8年9月25日	質問書（様式第7）により地域振興部黒瀬支所産業建設課へ持参すること。 提出期間後の質問は受け付けない。
回 答 書 閲 覧 期 間	令和8年10月1日～ 令和8年10月8日	東広島市ホームページに掲載する。 回答書の有無を確認し、回答書がある場合は、必ず閲覧すること。
入 札 期 間	令和8年10月7日 （午前9時～午後5時）及び 令和8年10月8日 （午前9時～午後4時）	電子入札等システムを利用して入札を行う。
開 札 日 時	令和8年10月9日 午前10時25分	電子入札室（本館4階）で行う。
事 後 審 査	開札後に入札参加資格要件を審査し、その後落札決定を行う。	電子入札等システムで落札者決定通知を行う。

1 3 問合せ先

東広島市 総務部 契約課 （東広島市西条栄町8番29号 電話 082-420-0930）